

令和5年度 教育・保育給付認定現況届(兼 施設利用意向確認書)の提出について

1 提出期限 **重要** 提出確認がとれない場合は退園扱いとなります

令和5年10月31日(火) 17時20分まで

2 届出者(手続をしていただく方)

保護者様

3 準備していただくもの・手続方法 **重要** 今年度より電子申請を推奨します

準備していただくもの

添付書類

すべての方(必須)

保護者全員分(例:父母分)の保育を必要とする事由に応じた証明書類等
→詳細は裏面「8 その他」を確認してください。

ひとり親世帯の場合

住民票の写し(世帯全員のもの(謄本)で、本籍地、続柄記載のもの)
※外国籍の方は離婚届記載事項証明書も併せて必要です。

離婚調停中の場合(①~③いずれか1点)

- ①調停調書の写し
- ②夫婦関係調整調停(離婚)の事件番号が記載されている書類(調停期日通知書等)の写し
- ③離婚調停中等の証明書(こども保育課様式で担当弁護士の証明が必要)

✦ 電子申請の場合は、上記に加えて以下の準備も必要です

すべての方(電子申請に必須)

保護者様がマイナンバーの交付を受けているか否かで準備していただくものが異なります。

マイナンバーカードの交付を受けている場合

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号(署名用電子証明書6~16桁、利用者証明用電子証明書4桁、券面事項入力補助用4桁)

マイナンバーカードの交付を受けていない場合

- ・本人確認書類 いずれか1点
(子どものための教育・保育給付支給認定証※認定有効期間内のもの、運転免許証、健康保険の被保険者証等)

左記の添付書類は、
撮影した写真データも
ご使用いただけます。

手続方法

マイナンバーカードを
お持ちの方はこちら

(マイナポータル「びったりサービス」)

申請者情報入力の省略及び
申請状況の照会ができます

(マイナポータル「びったりサービス」)

手続に不備がある場合のみ、こども保育課よりご連絡いたします。

4 お子さまの情報

重要 申請の際に必要な情報です

- ・児童氏名
- ・在籍施設
- ・こどもコード

→こども保育課に確認してください

この案内を受けた児童ごとに
申請が必要です。

5 手続マニュアル

詳しい操作方法はこちらから

(現況届に関するご案内/
姫路市HP)

6 マイナンバーカードを利用して申請される方へ

申請には暗証番号(署名用電子証明書、利用者証明用電子証明書、券面事項入力補助用)が必要です。
暗証番号をお忘れの方は、お近くの市の窓口(住民窓口センター・支所等)にお問合せください。

(電子証明書について/姫路市HP)



7 電子による手続きが難しい方へ

電子による手続きが難しい方は必ずお読みください

書面により下記窓口で手続きしていただくことも可能です。下記注意事項を必ずお読みの上、手続きしてください。

- ・教育・保育給付認定現況届（兼 施設利用意向確認書）を姫路市ホームページ（「8 その他」QRコード参照）よりダウンロード・印刷し、あらかじめ記入の上、ご来庁ください。※窓口での記入はご遠慮ください。
- ・必ず現況届と添付書類（表面「3 準備していただくもの」参照）、この案内用紙を揃えてご来庁ください。不備がある場合は受付できないことがあります。

受付場所	受付日時
こども保育課（市役所2階）* 香寺・安富・夢前 各保健福祉サービスセンター 家島事務所	令和5年10月31日（火）まで 8時35分～17時20分 （土・日・祝日を除く）
南保健センター	令和5年10月21日（土）のみ 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分

*こども保育課(市役所2階)の窓口混雑状況



(ネコの目.com)

大変混雑することが予想されますので、電子申請にご協力ください。

8 その他

現況届に関するご案内は右記 QR コードからご確認ください。

必要な証明書類等の詳細も掲載しています。

申請に必要な書類は右記 QR コードからダウンロードできます。



(現況届に関するご案内/姫路市 HP)

保育を必要とする事由	必要な証明書類等
就労・就労内定(48時間/月以上) 就労証明書の内容について、就労先事業者等へ確認することがあります。	就労証明書(証明日から3か月以内のもの) 自営業、内職の方: 就労証明書+下記㉗㉘㉙、㉚㉛いずれかを必ず添付(法人化している場合は不要) 個人事業主の方、内職の方: ㉗ 開業届(写し)、㉘ 直近の確定申告書第一表及び第二表の写し、㉙ ㉗㉘を提出できない場合は、事業の実態が 具体的に 確認できる書類 配偶者が個人事業主で、その自営の手伝いをされている方: ㉚ 直近の確定申告書(自営業主の確定申告書の事業専従者の箇所に手伝いの方の氏名が記載されているもの)、㉛ タイムスケジュール(こども保育課様式)
妊娠・出産	母子健康手帳の「氏名・交付番号」及び「出産(予定)日」記載面の写し
保護者の疾病・障害など	診断書(証明日から3か月以内のもの)(こども保育課様式以外の診断書は受付できません) ※ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付を受けている場合はその手帳の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容の記載面)でも可
病人の看護など(48時間/月以上) ※原則同居で常時看護・介護している場合に限る	看護等確認書・診断書(証明日から3か月以内のもの)(こども保育課様式以外の診断書は受付できません) ※ただし、身体障害者手帳(1級～3級)、療育手帳(A、B1)、精神障害者保健福祉手帳(1級、2級)の交付、介護保険の要介護認定(要介護3～5)を受けている場合はその手帳または介護保険被保険者証の写し(氏名・手帳番号、等級・障害内容(要介護度)の記載面)でも可
求職活動	誓約書兼就労予定申立書(兼 退所届) (ハローワークの「求職受付票」や「雇用保険受給資格者証」の交付を受けている場合はその写しも必要) ※就労していたが退職し、現在、求職活動をされている方は、必ず退職年月日をご記入ください。
技能習得中・学生	①職業訓練学校・大学などの在学証明書 ②在学期間・就学時間などが記載されたもの(例:カリキュラム表など)
ひとり親家庭又は両親不在の家庭の方	上記該当する書類に加え、 住民票(世帯全員のもの(謄本)で、本籍地・続柄が記載されているもの)(証明日から3か月以内のもの) ※外国籍の方は、離婚届記載事項証明書も必要です。 ※必要に応じて、戸籍全部事項証明書の提出を求める場合があります。
離婚調停中の方	上記該当する書類に加え、次の①～③いずれか1点が必要です。 ①調停調書の写し、②夫婦関係調整調停(離婚)の事件番号が記載されている書類(調定期日通知等)の写しまたは③離婚調停中等の証明書(こども保育課様式、担当弁護士の証明が必要)